

2021 年 5 月 10 日

関係者各位

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会



緊急事態宣言期間延長に伴う「アミューズメント施設営業」の対処方針について

政府は、5月7日新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間を延長し、対象地域を4都府県（東京、大阪、京都、兵庫）に愛知、福岡の拡大することを発表した上で「まん延防止等重点措置」8道県に北海道と岐阜、三重両県を加え5月31日まで延長することが決まりました。

また、緊急事態宣言地域では、感染拡大措置として大型商業施設への休業要請が営業時間の短縮要請に緩和されましたが、感染状況の悪化及び懸念から、東京、大阪は特措法に基づく知事の権限による休業要請の継続を発表しました。さらに京都、兵庫では土日に限りの休業、一方で平日の時短要請、他の地域では政府の方針に沿って、営業時間短縮の要請となりました。

これらのことから、当協会としての方針は、4月23日通達（JAIA2021 第1号）の通り（下記基本方針）ですので、対処の程、よろしく申し上げます。

（基本方針）

1. 緊急事態宣言の対象地域から発出される内容に基づいた対処をお願い致します
 - ・法律に基づき措置に応じる。
2. まん延防止等重点措置の対象地域において、時短営業等の要請があった場合
 - ・可能な限りにおいて閉店時間前倒しによる協力を行う。

※自治体による措置が異なりますのでご注意戴くと共に、対象期間、区域などの延長・追加となる場合には同様の対処を行って下さい。

※引き続き、業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止の徹底をお願い致します。